

ふくしま県GAP 点検・評価シート(米)(個人)【追加認証用】

認証基準である「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」または「福島県きこ安心栽培マニュアル」に沿って、本シートで点検・評価を行います。
申請にあたっては、点検・評価シートの写しを添付します。

1 放射性物質対策を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場準備及び汚染要因の把握	53. ほ場の放射線量と過去の玄米放射性セシウム検査結果の把握	栽培前 (環境確認)	生産者	104	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握している。 (例) ◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○				
		栽培前 (環境確認)	生産者	106	過去の玄米における放射性セシウム検査の結果を把握している。 (例) ◇過去の全量全袋検査結果などを把握	◎				
54. ほ場周辺環境の放射線量及び濁水等流入リスクの把握	栽培前 (環境確認)	生産者	108	ほ場周辺環境の空間線量を把握している。 (例) ◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握等	○					
	栽培前 (環境確認)	生産者	110	ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合、降雨時に大量の濁水が流入するおそれがないか確認している。 (例) (ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇降雨時に濁水流入がないことを確認 等	△					

ほ場準備及び汚染要因の把握	55. ほ場内の落葉等の除去	栽培前 (環境確認)	生産者	111	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ等がほ場に入り込まないことを確認している。 (例) (ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△				
	56. 玄米への放射性セシウム検出要因の理解と把握	栽培前 (環境確認)	生産者	112	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解している。 (例) ◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○				
	57. 作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理の確認	栽培前 (環境確認)	生産者	114	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうか確認している。 (例) ◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを確認	◎				
農地の除染	58. 農地の除染	栽培前 (除染)	生産者	116	作土中の放射性セシウム濃度を下げするため、農地の除染対策に取り組んでいる。 (例) ◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△				
土壌の管理	59. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理	栽培前 (除染)	生産者	118	除染のために表土除去した土壌は適切に管理している。 (例) ◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△				
	60. 作土層の確保と丁寧な耕うん	栽培前 (土作り)	生産者	120	耕うんに当たっては、トラクター等を用い丁寧に実施している。 (例) ◇放射性セシウムが少しでも希釈されるように、作土層をできるだけ確保するため可能な限り深耕を実施	○				

土壌の 管理	61. 土壌pHの調整	栽培 (施肥)	生産者	121	ほ場の土壌は、適正なpH(5.5～6.5)になっている。 (例) ◇土壌のpHは、基準値(5.5～6.5)を確保 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等の投入を実施	○				
	62. 土壌改良資材の利用	栽培前 (土作り)	生産者	122	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがあるほ場では、ゼオライトやバーミキュライト等土壌改良資材を施用している。 (例) 土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがあるほ場合、土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)を施用	△				
	63. 稲わらの還元	栽培前 (土作り)	生産者	124	ほ場に稲わらを還元している。 稲わらを還元していない場合、カリウム施肥を適正に実施している。 (例) ◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施 等	◎				
資材の 利用	64. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土の利用の回避	栽培 (資材管理)	生産者	125	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしていない。 (例) ◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎				
	65. 原発事故時に使用していた資材等の再使用中止	栽培 (資材管理)	生産者	127	原発事故時、屋外にあった資材は使用していない。 (例) ◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない	◎				

農業用水の管理	66. 農業用水の安全確保	栽培 (水管理)	生産者	129	農業用水の安全性を確認している。 (例) ◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認	○				
		栽培 (水管理)	生産者	131	堀払いで上げた土砂等が、再び用水路に入らないよう措置している。 (例) ◇堀払いをした後、あげた土砂等が再び用水路に入らないよう措置	○				
農業用水の管理	67. 農業用水の濁水利用の回避	栽培前 (水確認)	生産者	132	大雨時には、山からの直接流入や、水路から濁水や土砂がほ場へ入らないように、防止策をとっている。 (例) ◇大雨時には、山から直接水が入らないように防止策をとっている。 ◇大雨時に濁水が流入しないよう、迂回水路や調整池の設置、排水溝、畦畔補強等の対策の実施	△				
		栽培 (水管理)	生産者	133	農業用水の安全性は確認している。 (例) ◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている	○				
肥培管理	68. カリウムの適切な施用	栽培前 (環境確認)	生産者	134	土壌の交換性カリ含量を把握している。 (例) ◇土壌分析等により、土壌の交換性カリ含量を把握	○				
		栽培 (施肥)	生産者	135	放射性セシウム対策を考慮し適切なカリウム施肥を行っている。 (例) ◇土壌分析等に基づき、交換性カリ含量が25mg/100g以上を確保するよう塩化カリ等で適正なカリウム施肥を実施 ◇土壌分析は困難だったが、米の放射性物質検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に塩化カリ等の上乗せ施肥を実施	◎				

栽培から収穫、出荷までの管理	69. 倒伏防止対策による土壌等の付着予防	栽培 (施肥)	生産者	137 中干しの実施や生育診断に基づく肥培管理など、倒伏防止対策に配慮している。 (例) ◇倒伏防止のため中干しを実施し、健全な稲体の維持と地耐力の向上に努めた ◇草丈や葉色に基づく生育診断を実施し、倒伏の危険を回避した穂肥の実施等	○					
栽培から収穫、出荷までの管理	70. 収穫・乾燥・調製時における土壌や異物の混入防止	栽培後 (収穫)	生産者	138 収穫時の土の持込みを防止するため、粃が土に触れないように刈取作業を実施している。 (例) ◇コンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないよう慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しいほ場は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施	○					
		栽培後 (収穫)	生産者	139 農業機械や運搬車両を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施している。 (例) ◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施	◎					
		栽培後 (収穫)	生産者	140 調製作業(粃摺り、選別、計量・袋詰め)前には使用前点検・清掃の徹底を図るなど、異物やゴミの混入に注意している。 (例) ◇粃摺機や選別機など直接玄米に触れる農機具については使用前点検・清掃の徹底を図っている ◇異物やゴミの混入がないよう作業場の清掃に努めている ◇床にこぼれた粃は粃摺機に再投入しないようにしている	○					
		栽培後 (収穫)	生産者	141 一度使用した米袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認している。 (例) ◇原子力発電所事故前から利用されている米袋等は使用していない ◇汚れやゴミが付着した米袋等は利用していない	○					

71. 出荷前の自主検査等による安全性の確認	栽培後 (出荷)	生産者	142	出荷可能となった地域であるかを確認している。 (例) ◇出荷可能となった地域であるかを確認	◎					
	栽培後 (出荷)	生産者	143	放射性物質検査の結果、基準値以下であることを確認している。 (例) ◇米の全量全袋検査の対象地域である場合、検査を受検し、基準値以下であることを確認 ◇米のモニタリングの対象地域である場合、モニタリングの結果、ほ場が属する旧市町村は出荷が可能となったことを確認している。	◎					
	栽培後 (出荷)	生産者	144	放射性物質検査で出荷可能となるまでの間、収穫物を保管場所で管理している。 (例) ◇放射性物質検査で出荷可能となるまでの間、収穫物をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理 ◇放射性物質検査が終わった米と未検査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施	◎					
農作業時の安全確保	72. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌・水との接触の回避	共通 (安全対策)	生産者	146	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避している。 (例) ◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている	○				